

平成29年1月23日

弁護士 坂田 洋介

1 原告が提出した書面

(1) 準備書面(43) : 放射性ヨウ素被ばくと甲状腺がんの現状

原告らは、いわき市民が合理的な「不安」を有し、平穏生活権を侵害されていることを主張してきた。しかし、被告東電は、この市民の「不安」を否定する。

これまで、原告らの不安の合理的な根拠を主張・立証してきたが、本書面において、放射性ヨウ素被ばくのおそれ、今後の甲状腺がん発症のおそれ(放射線被ばくによる健康被害のおそれ)を説明した。

(2) 代表原告の陳述書の提出

これまで提出した原告のアンケート式陳述書等の結果に基づく、いわき市全体の被害の実体を踏まえ、全原告を代表して、40人程度の原告の陳述書の提出を予定している。その代表陳述書により、具体的な被害の詳細な実態も証明する予定です。

2 被告らが提出した書面

(1) 東電

① 準備書面(15) : 結果回避義務について

原告の主張を全面的に否定し、長期評価の公表後において、福島第一原発の敷地高を超える津波の発生の予見可能性を否定し、結果回避義務はなく、仮に当時の2008年津波試算に基づく措置をとっても、結果を回避できなかったと反論する。極めて自分本位の主張であり、万が一にも事故を起こしてはならないとの観点は全くない。

② 準備書面(16) : 原告準備書面(31)〔初期混乱期の精神的損害〕に対する反論

これは、原告の主張を全面的に否定するものであるが、中間指針を絶対視するものであり、また、初期混乱期に「県内避難所に避難した人数」にすぎない「1万5377人」を「自主避難者の全体数」と意図的に誤用して反論している。

(2) 国

準備書面は提出せず、国の責任に関する意見書等の証拠のみを提出する。

3 当日の期日の進行

(1) 原告ら代理人から、提出した原告準備書面(43)について、意見陳述を行った。

(2) 裁判所が、原告と被告に対し、今後の予定の確認をした。

原告は、損害論について、次回以降、原告らの「不安」が合理的であることについての根拠事実を詳細に主張・立証する予定です。また、責任論について、被告の反論

や新たな論点について検討中であり、今後主張・立証を行う予定です。

東電は、次回期日において、原告準備書面（32）【初期混乱期以降の継続的損害】に対する反論書面を予定する。

国は、責任論・損害論とも検討を続け、証拠を提出する今後の予定を示しました。

3 感想

最近の期日において、損害論における理論と事実が積み重なり、被害の実態が明らかになってきています。

以上